

2025年度（令和7年度）^{なかべ}中部奨学会奨学生募集要項

中部奨学会では、以下の募集要領により、2025年度奨学生を募集します。

1. 応募資格

大学学部・大学院に在籍する学生（学年は問わない）で人物・学業ともに特に優れ、健康にして経済的理由（独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度（別紙参照））により著しく就学が困難な者

2. 募集人員

支給生	大学院博士後期課程	3名
	大学院博士前期課程	2名
	大学（含短期大学）	2名
貸与生	大学院博士前期課程	2名
	大学（含短期大学）	3名

3. 募集期間

2025年4月1日（火）より5月10日（土）まで

4. 奨学金の額（月額）

大学院博士後期課程	60,000円（支給）
大学院博士前期課程	60,000円（支給・貸与）
大学（含短期大学）	35,000円（支給・貸与）

5. 奨学金の貸与・支給の期間

2025年4月から、在学期間における最短修業年限の終期まで

6. 提出書類

1) 奨学生願書

2) 奨学生推薦調書

① 在学校長等の推薦書：書式は自由ですが、以下の項目は必ず記入して下さい

宛名：公益財団法人 中部奨学会 理事長 宛

被推薦者（出願者）の氏名

被推薦者（出願者）の在学学校名、学部、学科あるいは研究科、専攻、学年等

推薦所見、推薦文

在学学校名・学長（校長）名の記名・押印

② 成績証明書

新入生：出身学校あるいは出身課程の成績証明書

在学生：在籍する大学あるいは課程の成績証明書

3) 2024年分の収入に関する証明書類（源泉徴収票又は確定申告書（写し可））

7. 書類提出方法および期限

提出方法：在学奨学金担当部署から郵送にて出願願います。

提出期限：2025年5月10日（土）必着

8. 採用者決定および通知

2025年6月下旬までに選考委員会にて採用を決定し、応募大学（奨学金ご担当部署）あてに採否を通知します。

9. 貸与金返済方法など

奨学金（貸与金）の返還は、貸与終了1年後から開始し、15年以内に完済していただきます。返還期間は選択できます。

貸与奨学金は無利息です。

支給生については返還の必要はありません。

10. その他

当会奨学規程によります。

ご不明な点につきましては、中部奨学会ホームページ「お問い合わせ」よりご連絡ください。

11. 募集事務取扱

公益財団法人 中部奨学会 事務局
〒243-0292 神奈川県厚木市下荻野 1030 番地
神奈川工科大学 総務課 内
ホームページ : <https://nakabe-foundation.org/>

以上

(別紙1)

独立行政法人 日本学生支援機構の第二種奨学金における家計基準

生計維持者(原則あなたの父母(父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人)について、次の基準に該当する必要があります)

希望する奨学金	家計基準(※1)
第二種奨学金	生計維持者の貸与額算定基準額が 381,500 円以下であること

(※1) 収入については、2023 年(1月～12 月)の収入に基づく 2024 年度住民税情報により算出された貸与額算定基準額が上表に該当するか審査を行います。

(※2) 貸与額算定基準額は次の計算式により算出します(100 円未満は切り捨て)

$$\text{貸与額算定基準額}^{\star 1} = (\text{課税標準額}) \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額})^{\star 2} \\ - (\text{多子控除})^{\star 3} - (\text{ひとり親控除})^{\star 4} - (\text{私立自宅外控除})^{\star 5}$$

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額)に 3/4 を乗じた額となります。

★3 生計維持者が2人を超える子どもを扶養している場合、2人を超える子ども1人につき 40,000 円を控除します。

(例) 生計維持者が「申込者」と「中学生の弟」、「小学生の妹」の3人を扶養している場合の控除額は、
(3-2)人×40,000 円=40,000 円となります。

★4 ひとり親世帯に該当する場合に 40,000 円を控除します。

★5 在学採用の審査において、あなたが私立の大学・短期大学・専修学校(専門課程)・高等専門学校に在籍し自宅外通学の場合に 22,000 円を控除します。予約採用の審査においては一律0円となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安(第二種)

表中の数字はあくまで目安です。収入基準は 2023 年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても基準を満たす場合や下回っていても基準を満たさない場合があります。

(単位:万円)

世帯 人数	想定する世帯構成	(★)が給与所得者の世帯 (年間の総収入金額)	(★)が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	本人、親A(★)	1,180	905
3人	本人、親A(★)、親B(無収入)	1,127	891
4人	本人、親A(★)、親B(★※)、中学生	1,309	937
5人	本人、親A(★)、親B(★※)、中学生、小学生	1,387	1,003

※親Bは、例として、給与所得の場合(左表)は収入 300 万円、給与所得以外の場合(右表)は所得 200 万円としています。

<日本学生支援機構「貸与奨学金(大学等で受ける第二種奨学金の家計基準(在学採用)」より関係部分を抜粋>

